

## 指定の内容の変更・取消しについて

次のような事由が発生した場合には、当該国の在日大使館等にお知らせください。

- 指定日本校の名称、位置、課程、その他の状況に変化があるとき
- 指定日本校が本校の課程を有しなくなったとき
- 指定日本校の本校が本国の学校教育制度において、大学、大学院又は短期大学として位置付けられなくなったとき
- 日本校について、大学等として運営する許可やア krediyteeshyonyonが本国において更新されたとき